

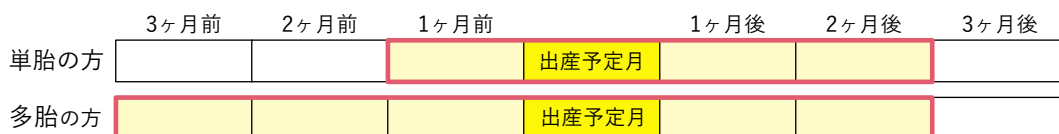
産前産後期間相当分（4ヶ月分）の国民健康保険税が減額されます！

対象となる方・受付期間

- 令和5年11月1日以降に産産予定の国民健康保険被保険者の方が対象です。
妊娠85日（4ヶ月）以上の出産が対象です（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含まれます）。
- 産産予定日の6ヶ月前から届出ができます。産産後の届出も可能です。

国民健康保険税の軽減方法

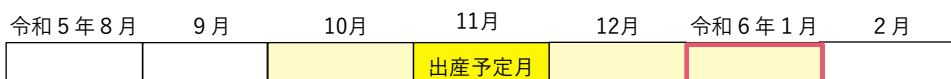
- その年度に納める保険税の所得割額と均等割額から、産産予定月（又は産産月）の前月から産産予定月（又は産産月）の翌々月（以下「産前産後期間」といいます。）相当分が減額されます。



※産前産後期間相当分の所得割保険税と均等割保険税が年額から減額されます。産前産後期間の保険税が0になるとは限りません。

※多胎妊娠の場合は産産予定月（又は産産月）の3ヶ月前から6ヶ月相当分が減額されます。

- 令和5年度においては、産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の分だけ、保険税が減額されます。



※令和5年11月に産産した場合、令和6年1月相当分の保険税が減額されます。令和6年1月より前の期間については減額の対象とはなりません。

…対象期間

- 保険税が減額された場合、納めすぎになった保険税は還付されます。

届出に必要な書類

- ① 産前産後期間に係る保険税軽減届出書（税務課窓口及びホームページで取得いただけます）
- ② 世帯主と産産する方のマイナンバーカード
※マイナンバーカードをお持ちでない場合は、個人番号が確認できる書類（通知カード、個人番号の表示がある住民票など）と、身元が確認できる書類（運転免許証等）をご持参ください。
- ④ 母子健康手帳等の産産予定日や多胎妊娠の事実を明らかにすることができる書類
※産産後に届出を行う場合、子の戸籍抄本等親子関係を明らかにする書類が必要です。

届出先

大和町税務課住民税係 TEL 022-345-1116